



# 女性デジタル人材育成に向けた取組

令和8年7月  
内閣府男女共同参画局

## 6次計画の位置づけ・構成等

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画**として策定

- 6次計画の構成は、以下のとおり

## 第1部 基本的な方針

## 第2部 政策編

- 12の個別分野及び「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」について、それぞれ以下を定める。
  - 令和17年度末までの「**基本認識**」
  - 令和12年度末までを見通した「**施策の基本的方向**」と「**具体的な取組（施策）**」
- 各分野において掲げる具体的な取組を実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である「**成果目標**」等を設定。

## 6次計画のポイント

## 女性の参画

- 「**2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること**」を引き続き目指し、取組を強化  
→その水準を通過点として、2030年代には、**指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会**となることを目指す

## well-being

- 固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り等を背景に、依然として、両立のしづらさや特に女性の着実なキャリア形成が困難な状況があることを踏まえ、以下のとおり取り組む。

## 健康

- あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進  
→男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、更には女性も男性も暮らしやすい**多様な幸せ（well-being）の実現**に資する

## テクノロジー

- 女性の健康総合センター**を司令塔とした女性の健康相談支援体制の構築・強化、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進

## 地域

- 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策に反映**、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう**利活用を支援**

## 地域

- 地域における男女共同参画**を推進し、地域社会の活力を高める  
→男女共同参画機構や男女共同参画センターを含む地方公共団体、経済団体、NPO等の連携

## 第1部・第2部の具体構成

## 第1部 基本的な方針

## 1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

※男女共同参画社会基本法をベースに提示

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

## 2 社会情勢の現状、予想される環境変化

- 6次計画は、以下のような社会情勢の現状に係る認識を踏まえたものとする。

|                 |                                                                       |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 社会構造の動向・変化      | ・人口減少、世帯構成の変化、女性の就業率の上昇、ワーキングケアラの増加、女性活躍に係る情報公表の充実、若者や女性が地方を離れる動きの加速等 |
| 意識・価値観の動向・変化    | ・根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス等                                        |
| テクノロジーの急速な進展・進化 | ・AI利活用の広がりによる恩恵とリスク、ジェンダード・イノベーション等                                   |
| 安全・安心に影響を与える要因  | ・テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害等                                        |
| 国際的な潮流          | ・グリーン経済・デジタル経済への移行等                                                   |

## 第2部 政策編

## I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

## II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

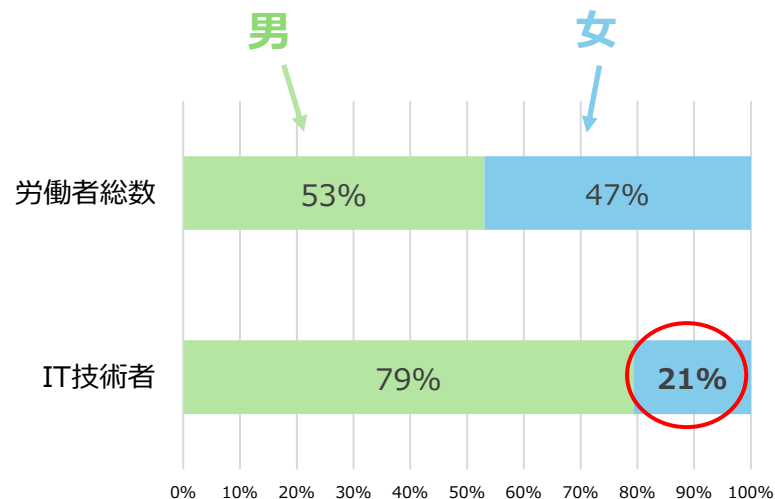
## III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

## 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりをもたえた男女共同参画の推進

### 主な取組

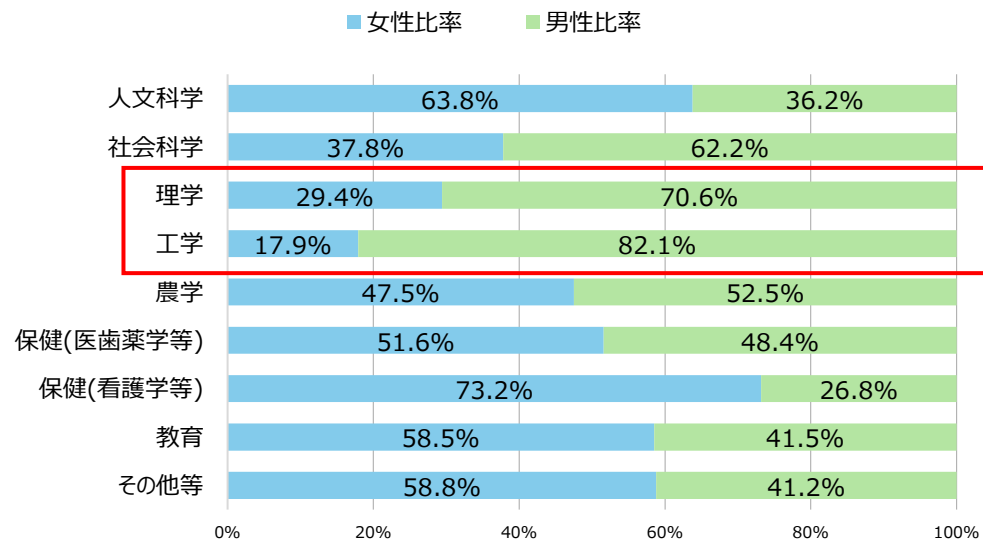
- 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策に反映**
- デジタルスキルの習得、その先のデジタル分野への就労等、**女性デジタル人材**の育成
- 研究現場を主導する**上位職への女性登用を推進**するとともに、情報提供等を通じた理工系分野への進学・職業イメージの向上等により**女子生徒の理工系進路選択を促進**

### ■ IT技術者の男女比率（令和6年）



（出典）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

### ■ 大学（学部）の学生に占める女性の割合（令和7年）



（出典）文部科学省「令和7年度学校基本調査」

- 「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）に基づく取組を一層強力に推進。
- その上で、女性活躍の裾野を更に広げるとともに、一段高いレベルで進めていくため、「健康」・「成長戦略分野」・「地域」の3つの重点分野について、戦略的・体系的に取組を強化。あわせて、全ての取組の前提となる「安全・安心」が確保される社会の実現に取り組む。
- 全ての意思決定に女性が参画することを基本とする。

## I 女性の生涯にわたる健康支援

- ・「健康」は、個人の生活の質に直結。持てる力を発揮する上でも重要。
- ・性差に由来する健康課題への対応を強化。

### 1 「女性の健康総合センター」の機能強化、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進

- ・センター等における研究の推進、データ収集・分析機能の充実、科学的根拠に基づく情報提供や、更年期障害に対応できる医療機関の見える化の検討等

### 2 ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応の推進

- ・月経随伴症状への理解・配慮、職場における女性の健康支援
- ・骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率等の向上
- ・更年期症状や骨粗しょう症等の症状に関する「診療領域を横断した考え方」の整理、研修
- ・「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づく関係機関と連携した取組の推進

### 3 企業・保険者等における対応の推進

- ・企業・保険者における健康投資の加速
- ・中小企業における健康経営、女性の健康課題対策の強化（インセンティブの実施）
- ・フェムテック等のヘルスケア産業の創出・振興

## II 17の戦略分野における女性活躍

- ・多様な視点によるイノベーションや担い手の拡大により、我が国経済の発展に資する。
- ・戦略分野での「のびしろ」は大きく、産業分野・業種・職種の壁を越えた活躍を推進。

### 1 「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

- ・理工系女子人材の倍増に向け、大学の工学系学部的女子学生割合の倍増
- ・戦略分野への学部等の新設・転換の推進 ・理工系進路選択の促進

### 2 女性が能力を発揮でき、希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築

- ・戦略分野等への就業促進（リ・スキリング等）
- ・戦略分野等に関する国際機関における女性活躍の促進
- ・女性が働きやすい職場環境の整備  
※ロボットの開発や遠隔操作、女性用のトイレの整備等の促進
- ・業界における意識改革、業界に対する女性の関心の喚起

### 3 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容

- ・仕事と子育て・介護等との両立支援  
※家事支援、ベビーシッター等の信頼性向上、税制を含む支援策検討
- ・仕事と健康課題の両立支援、ハラスメント対策、柔軟な働き方の実現
- ・企業における役員や管理職への女性の登用を促進

## III 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

- ・取組の裾野を全国の地域や多様な主体に広げ、地域全体の活力に。
- ・持続可能で活力ある地域社会を実現。

### 1 地域の様々な主体の連携・協働の強化

- ・地域における連携・協働の拠点となる男女センターに関するガイドラインの周知徹底
- ・（独）男女共同参画機構による自治体支援（データ提供、研修、ノウハウ共有等）

### 2 強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出

- ・地域未来戦略と連携した女性活躍の推進
- ・農林水産業分野における女性の参画・登用にに向けた取組の推進

### 3 地域社会を支える男女共同参画の推進

- ・地方議会・地方公共団体における取組の促進

## IV 安全・安心が確保される社会の実現等

### 1 性犯罪・性暴力やDVへの対策などの取組強化

- ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける支援体制の強化
- ・こども性暴力防止法の円滑な施行
- ・DV加害者プログラムの全国的な普及の推進 ・ストーカー対策の強化

### 2 男女共同参画の視点からの防災の推進

- ・災害対策本部への女性の登用のための自治体への働き掛け
- ・女性防災リーダーの育成方策や全国的なネットワークの構築に向けた検討

### 3 W P S（女性・平和・安全保障）の視点からの取組の強化

- ・「第3次W P S 行動計画」に基づく取組
- ・防衛、海上保安、防災・消防等の分野でのW P Sの視点を踏まえた取組

# 令和7年度地域女性活躍推進交付金の活用事例

## 長野県

求職中の女性を対象にオンライン職業訓練を実施し、キャリアカウンセリングやセミナー等、就職と起業の双方を見据えた包括的な支援を展開。

### ◆ポイント:産学官33団体による計画段階からの関与と、関連施策とのフル連携

産業界のニーズに直結するプログラム策定:経済団体や教育機関等、33団体で構成される「長野県産業人材育成支援ネットワーク」が研修内容の検討から参画。地域に必要なスキルを洗い出し、地元企業への採用に直結する実践的なカリキュラムを策定。就職・起業を一気通貫で支えるエコシステム:「地域就労支援センター」による伴走型就労支援や、「信州スタートアップステーション」等の起業支援(官民連携ファンド等)と強力に連携。研修後の多様なキャリアパスを確実に後押しし、就職率の向上を実現。

## 群馬県・群馬県前橋市

群馬県(正規雇用・プログラミング等)と前橋市(在宅ワーカー向け)が連携し、受講者のニーズやレベルに応じた階層的な人材育成を実施。

### ◆ポイント:県と市の連携によるターゲットの明確化と役割分担

スキルの差別化とステップアップ:市は在宅ワーク、県は正規雇用と目的・レベルを明確に差別化。受講者のニーズに応じ、市で学んだ後に県の高度な研修へステップアップする等、柔軟な受講ルートを確立。産業支援機関と連携したマッチング(出口支援):(公財)群馬県産業支援機構やジョブセンターまえばしと連携。的確なキャリアカウンセリングや企業紹介・説明会を実施し、スキル習得から就労までを確実にサポート。

## 埼玉県さいたま市

市内在住の女性求職者を対象に、デジタルスキルとビジネス知識の実践的な対面講座を実施し、参加者の9割(30名中27名)が新規就職という極めて高い成果を創出。

### ◆ポイント:男女共同参画センター、労働局、経済団体等によるシームレスな支援

採用企業とのマッチング(出口戦略):埼玉労働局、ハローワーク、さいたま商工会議所が強力に連携。受講者向けの企業説明会を実施し、求人に直結する協力企業を開拓。手厚い伴走支援(キャリア構築):埼玉県女性キャリアセンター等の県・市就労支援施設が、キャリアコンサルティングから具体的なマッチング支援までを切れ目なくサポート。生活や不安の解消(土台づくり):さいたま市男女共同参画推進センター等が、各種セミナーや相談窓口への案内を行い、学習と就活に専念できる環境を支援。



# 令和8年度の採択状況について

## 1. 令和8年度デジタル人材育成事業

採択自治体数(延べ)： 69自治体      交付決定額： 2.7億円

## 2. 採択自治体一覧(デジタル人材育成事業に限る)

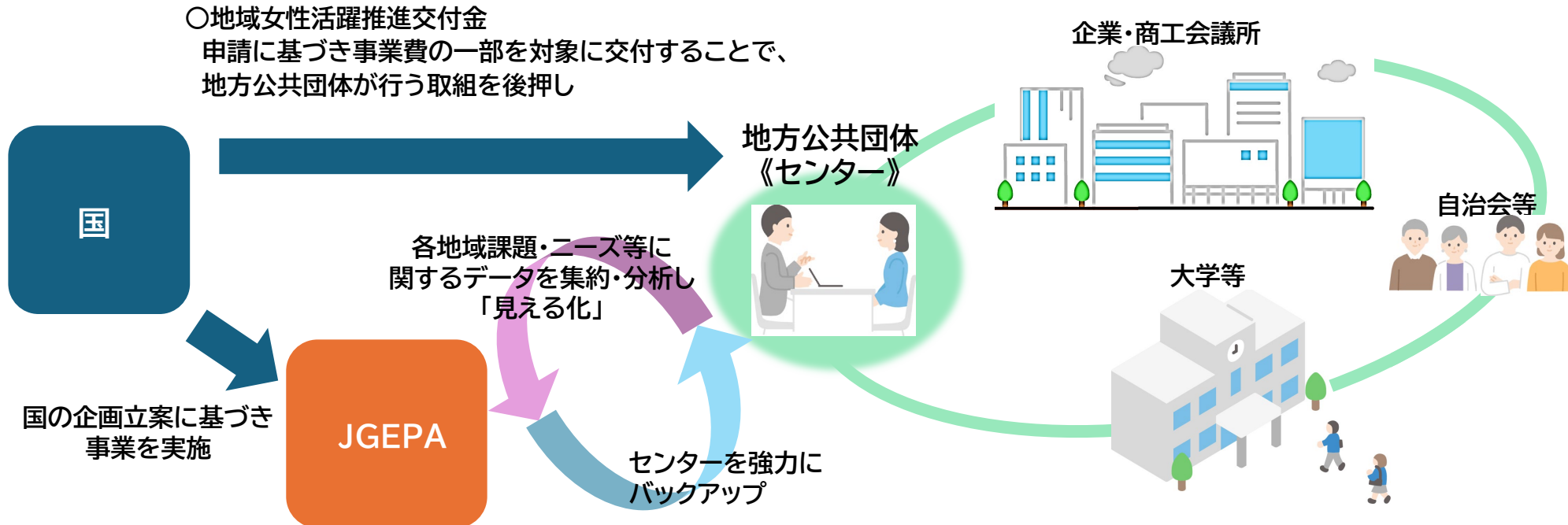
| 区分      | 自治体数 | 自治体名                                                                                                                                                                            |
|---------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道地方   | 1    | 恵庭市                                                                                                                                                                             |
| 東北地方    | 6    | 青森県（青森県）、岩手県、（岩手県）、山田町（岩手県）、加美町（宮城県）、秋田市（秋田県）、能代市（秋田県）                                                                                                                          |
| 関東地方    | 14   | 土浦市（茨城県）、栃木県（栃木県）、群馬県（群馬県）、前橋市（群馬県）、太田市（群馬県）、みどり市（群馬県）、さいたま市（埼玉県）、小鹿野町（埼玉県）、千葉市（千葉県）、旭市（千葉県）、新宿区（東京都）、横浜市（神奈川県）、藤沢市（神奈川県）、逗子市（神奈川県）                                             |
| 中部地方    | 19   | 糸魚川市（新潟県）、滑川市（富山県）、加賀市（石川県）、中央市（山梨県）、長野県（長野県）、上田市（長野県）、飯田市（長野県）、中野市（長野県）、飯山市（長野県）、富士見町（長野県）、岐阜市（岐阜県）、美濃加茂市（岐阜県）、静岡市（静岡県）、浜松市（静岡県）、富士市（静岡県）、掛川市（静岡県）、川根本町（静岡県）、岡崎市（愛知県）、半田市（愛知県） |
| 近畿地方    | 12   | 四日市市（三重県）、長浜市（滋賀県）、草津市（滋賀県）、京都市（京都府）、舞鶴市（京都府）、東大阪市（大阪府）、神戸市（兵庫県）、洲本市（兵庫県）、豊岡市（兵庫県）、西脇市（兵庫県）、朝来市（兵庫県）、王寺町（奈良県）                                                                   |
| 中国・四国地方 | 10   | 鳥取県（鳥取県）、鳥取市（鳥取県）、海士町（島根県）、岡山市（岡山県）、広島県（広島県）、三原市（広島県）、福山市（広島県）、東みよし町（徳島県）、高知県（高知県）、須崎市（高知県）                                                                                     |
| 九州地方    | 7    | 大川市（福岡県）、糸島市（福岡県）、熊本市（熊本県）、えびの市（宮崎県）、いちき串木野市（鹿児島県）、那覇市（沖縄県）、宜野湾市（沖縄県）                                                                                                           |

# 地域における女性活躍の推進の支援

## 女性活躍・男女共同参画の重点方針2026

- ◆ JGEPAにおいて、地方公共団体の職員の専門性向上のための研修の質や量の向上と、その体系化を進める。また、戦略分野やデジタル分野における女性人材の育成を図るため、先進的な事例の収集や関係機関と連携した研修プログラムの提供に向けた検討を行う。
- ◆ 地域未来戦略における産業クラスターの形成や成長戦略の戦略分野における女性人材(女性デジタル人材含む。)の育成・就業・起業、定着、役員・管理職への登用等について、地域女性活躍推進交付金等により、地方公共団体が行う取組を推進する。

### 地域の多様な主体の連携・協働による地域経済の発展



### JGEPA中期目標

- ◆ 女性のデジタル人材育成の取組について、センター等の職員等向けや、デジタル人材を目指す女性向けに、デジタル分野に係る基礎的な研修プログラムを提供するため、各センターにおける好事例・先進事例を収集し、広く発信するとともに、関係者と連携して研修プログラムの提供に向けた検討を行う。